

熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（第2弾）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）第15条の規定に基づき、地域を支える中小・小規模事業者には、長引く物価高騰や深刻な人手不足等の影響により厳しい経営環境が続く中、全国最大の引き上げ幅となった最低賃金への対応も求められていることを踏まえ、持続的発展を志向し、業務改善・設備投資により生産性の向上等に前向きに取り組む事業者をさらに後押しすることで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環の実現を図ることを目的に、予算の範囲内において熊本県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第2条第4項第1号に規定する補助金を交付する熊本県商工会連合会（以下「補助事業者」という。）を対象とした熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（第2弾）（以下「補助金」という。）の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費、補助率及び補助上限額）

第2条 交付要項第2条に規定する補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 交付要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第4条 交付規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のいずれかのとおりとする。

- (1) 補助事業に係る内容の変更（なお、前条の事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業効率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合を除く。）
 - (2) 補助事業に要する経費のうち、経費区分毎の配分額の20%を超える変更
- 2 前項の変更事由に当たる変更をしようとするときは、交付要項第5条第2項の規定により変更申請書を提出し、添付すべき事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

（実績報告）

第5条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、交付要項第9条第1項の規定による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 交付要項第9条第2項第2号により実績報告書に添付すべき書類は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了することが明らかである場合は、当該会計年度の3月31日までに当該会計年度中の実績について前2項に準ずる書類を提出しなければならない。

（不正受給等の対応）

第6条 補助事業者が行う事業の実施にあたり、虚偽の申請等により不正受給等の不測の事態が生じた場合には、県及び補助事業者と協議のうえ、対応するものとする。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）1月14日から施行する。

別表1 経費

区分	補助対象経費	補助率
1 管理運営事業	本補助事業の実施に要する人件費、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、借料、委託費、広報費及びその他知事が必要と認める経費（注）	10/10 以内
2 補助金交付事業	<p>以下により、中小企業者等への補助金の交付に要する経費</p> <p>1 交付対象者 熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者等（法人・個人）であって、次の各号を全て満たす者</p> <p>(1) 国・県の補助事業※¹、²を活用した 別表2に掲げる国・県の補助事業について、令和6年5月23日以降に、採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること ※¹ 業務改善助成金については、令和7年度事業以降のものに限る ※² 過去に本補助金の交付対象となった補助事業を除く</p> <p>(2) 全従業員※³の賃金を引き上げた 令和7年9月4日以降に、令和7年度の熊本県最低賃金を超える額（時給1,035円以上）に引き上げ※⁴ていること ※³ ここでいう「従業員」には、役員、個人事業主本人、事業専従者及び産休・育休・介護休業・休職中の従業員等を含まない ※⁴ 既に最低賃金を超えていた場合は、更なる賃金引き上げを行った場合が対象</p> <p>(3) パートナーシップ構築宣言を行った 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録していること</p> <p>2 補助率及び補助上限額 別表2のとおり</p>	10/10 以内

(注) 他の国・県等の補助金との重複計上は不可

別表2 補助率及び補助上限額

補助事業名	枠名 コース名	補助率	補助上限額(円)
小規模事業者持続化補助金	通常枠 インボイス特例	7/30	175,000
			350,000
	特別枠 賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例なし） インボイス特例 賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例あり）	7/30	700,000
		3/20	400,000
		7/30	875,000
		3/20	500,000
小規模事業者持続化補助金 (第17回～)	一般型 通常枠 インボイス特例 賃金引上げ特例 上記特例の要件とともに満たす事業者 賃金引上げ特例のうち赤字事業者	7/30	175,000
		7/30	350,000
		7/30	700,000
		7/30	875,000
		3/20	500,000
	一般型 災害支援枠	7/30	700,000
		7/30	700,000
	創業型 インボイス特例	7/30	875,000
		7/30	875,000
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	省力化（オーダーメイド）枠 小規模・再生・補助率引上げ特例	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
	製品・サービス高付加価値化枠 小規模・再生・補助率引上げ特例 新型コロナ回復加速特例 成長分野進出類型（DX・GX）	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
		7/30	2,000,000
		7/30	2,000,000
		2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
	通常枠 地域別最低賃金近傍の事業者	2/5	2,000,000
		7/30	1,575,000
IT導入補助金 ／デジタル化・AI導入補助金	インボイス枠 50万円以内 50万円以内（小規模事業者） PC・レジ等 電子取引類型	7/30	1,225,000
		3/20	100,000
		1/10	62,000
		2/5	160,000
		7/30	1,225,000
	カタログ注文型 一般型 小規模・再生・最低賃金引上げ特例	2/5	2,000,000
		2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
事業再構築補助金	成長分野進出枠（通常類型） 大規模賃上げ	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
	成長分野進出枠（GX進出類型） 大規模賃上げ	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（通常類型） 従業員51人以上の場合	7/30	2,000,000
		3/20	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） 債務の借り換えを行っていない場合	3/20	2,000,000
		7/30	2,000,000
	経営革新枠（創業支援類型・経営者交代類型・M&A類型） 補助率に関する補助対象者の要件該当者	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
事業承継・M&A補助金	事業承継促進枠 小規模事業者	2/5	2,000,000
		7/30	2,000,000
中小企業新事業進出補助金		2/5	2,000,000
中小企業成長加速化補助金		2/5	2,000,000
大規模成長投資補助金 (中小企業者に限る)		17/30	2,000,000
業務改善助成金 (令和7年度事業以降のものに限る)	事業場内最低賃金が1,000円未満の場合	1/10	750,000
	事業場内最低賃金が1,000円以上の場合	3/20	1,200,000
くまもと型小規模事業者 経営発展支援事業補助金		7/30	700,000
後継ぎ応援事業補助金		7/30	350,000

※国・県の補助事業における対象経費について、国・県の補助率と本補助金による補助率を合わせて9/10、補助上限額を200万円とする。ただし、国・県の補助事業に補助上限額が設定されている場合は、その上限額までの対象経費を基に算出する。